

小野市男女共同参画センター活動団体登録制度要項

1 趣旨・目的

この要項は、小野市男女共同参画センター（以下「センター」という）において男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行う団体を支援するとともに、センターとの協働による事業を推進することを目的とする。

2 登録の要件

この要項による登録団体（以下「登録団体」という）は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な理由がある場合については、この限りではない。

- (1) 活動目的に男女共同参画社会づくりに向けた取組が含まれていること。
- (2) 活動内容が営利活動、政治活動、宗教活動でないこと。
- (3) 構成員が5人以上で、かつ、代表者および構成員の半数以上が小野市民であること。
- (4) 拠点が小野市内であること。
- (5) 参加を希望する者が加わることができること。

3 登録および更新手続き

(1) 登録の申請

登録の申請に際しては、次の書類をセンターに提出しなければならない。

- ア 登録・更新申請書（第1号様式）
- イ 規約または会則（いずれか1点）
- ウ 構成員の名簿（第2号様式）
- エ その他、必要と認める書類

(2) 登録期間

登録承認日から毎年度末（3月31日）までとする。

(3) 登録事項の変更

登録団体は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならない。

(4) 登録の更新

登録の更新を希望する場合は、別に定める期間に「3－(1) 登録の申請」に定める書類を提出しなければならない。なお、登録の更新を行わない団体については、登録期間満了後1年間は再登録を行うことができないものとする。

4 登録団体への支援

登録団体に対しては、各号に掲げる支援措置を実施する。

- (1) センターが実施する事業に関する情報を随時提供する。
- (2) 活動内容・状況をセンターのホームページに掲載する。
- (3) 登録団体が一堂に会し会員同士の情報交換となる場を設ける。
- (4) 登録団体会員の研鑽となる学習の機会を提供する。
- (5) その他必要と認める支援を行う。

5 登録団体の責務

登録団体は、次の号に掲げる事項を実施するように努めなければならない。

- (1) はと・シップ フェスタ実行委員会に参画すること。
- (2) センターの実施する事業に積極的に参加すること。

6 登録の取消し

登録団体の活動が、「2 登録の要件」に照らして適当でないと認められるときは、当該登録団体の登録を取り消すことができるものとする。

附 則

この要項は、令和2年11月1日から施行する。